

宮古島市立幼稚園長 殿
宮古島市立小中学校長 殿

宮古島市教育委員会
教育長 大城 裕子
【公印省略】

暴風（特別）警報等発表時における学校の臨時休業及び園児・児童・生徒の安全確保について（通知）

1 暴風警報、暴風特別警報及び大雨特別警報（以下、「暴風（特別）警報等」という。）の発表に伴う園児・児童・生徒（公立の幼稚園・小学校・中学校）の臨時休業の取り扱いについて

（1）臨時休業を行うことができる場合

- ① 各園長または学校長は、当該地方に暴風（特別）警報等が発表されたときは、臨時休業の措置をとることができる。
- ② 各園長または学校長は、暴風（特別）警報等の発表前及び解除後においても、学区域内の状況に応じ、臨時休業を行うことができる。

（2）臨時休業を行うことができる場合の特例

- ① 上記（1）以外の場合においても、各園長または学校長は、学区域内の状況（道路決壊、地滑り、土砂崩れ、浸水等のおそれがある場合）に応じ、臨時休業を行うことができる。なお、その際、園児・児童・生徒の安全確保のための適切な措置を講じること。
- ② 上記①で臨時休業の措置を講じた場合は、公立学校にあっては宮古島市教育委員会（以下、「教育委員会」という）へ、速やかに報告すること。

（3）臨時休業を行う場合

① 臨時休業の周知

- ア 学校（園）のホームページ、連絡メール等で臨時休業を周知する。
- イ 教育委員会との申し合わせにより、気象台等の協力を得てテレビ・ラジオ等を通じて臨時休業を伝えることとする。なお、「警報解除に伴う登校」については放映・放送はしないので、各園長または学校長は事前の指導を徹底しておくこと。

② 暴風（特別）警報等の解除に伴う対応

- ア 暴風（特別）警報等の解除が、正午までに行われた場合
園児・児童・生徒は安全に留意し、登校するよう指導すること。
 - ・離島や校区の広い場合や登下校等の実情によっては、学校長の判断で始業を遅らせるなど適切な対応をする。
 - ・交通機関の停止や道路、橋等の損壊などで危険な場合、自宅の被害が著しい場合には登校に及ばない。
 - ・園児については状況に応じ、別段の配慮をすることが望ましい。
 - ・幼稚園の預かり保育については、午後1：00より園児の受け入れを行う。（昼食を済ませた園児に限る）

イ 暴風（特別）警報等の解除が、正午以後に行われた場合

引き続き、臨時休業の措置を行う。

- ・幼稚園の預かり保育については、暴風（特別）警報等解除後1時間をめどに受け入れを行う。
- ・午後3：00以降に暴風（特別）警報等が解除された場合は、預かり保育は実施しない。

2 園児・児童・生徒の安全確保について

- (1) いずれかの「注意報」が発表された地方内所在の各園長または学校長は、当該注意報の情報を的確に掌握し、園児・児童・生徒の安全を十分に配慮しつつ授業を実施すること。
- (2) 暴風、大雨、洪水等の自然災害から園児・児童・生徒を守るため、平日頃から通学路の安全確保に十分配慮するとともに、学校施設・設備の安全点検に万全を期すこと。
- (3) 暴風（特別）警報等発表時における学校の臨時休業及び安全確保については、園児・児童・生徒に十分な事前指導をするとともに、保護者に対しても文書またはPTA等の会合を利用して周知徹底を図ること。
- (4) 学校メールの活用等、保護者への周知や緊急連絡体制を整備すること。

3 橋（伊良部大橋、池間大橋、来間大橋）の閉鎖等に伴う対応について

- (1) 伊良部島小学校、伊良部島中学校、池間小中学校は、校長判断により、当該地区が1時間30分以内に暴風域に入ることが予測されるとき、又はそれぞれの橋（伊良部大橋、池間大橋、来間大橋）が閉鎖される1時間30分前のいずれか早い方をもって業務停止措置を発令する。
- (2) 伊良部島、池間島、来間島から宮古島本島へ通勤する職員について、当該地区が1時間30分以内に暴風域に入ることが予測されるとき、又はそれぞれの橋（伊良部大橋、池間大橋、来間大橋）が閉鎖される1時間30分前のいずれか早い方をもって業務停止措置を発令する。
- (3) 正午までに暴風警報が解除になった場合は、解除後1時間30分後、又はそれぞれの橋が閉鎖解除される1時間30分後のいずれか遅い方をもって業務を再開できる。

4 暴風警報の発令および発令が予測される場合の給食の対応

- (1) 暴風警報の発令が予測される場合には、当日の午前6時までに教育委員会が判断し、「給食中止」する措置をとり各学校へ周知する。また、暴風警報が当日の午前7時までに解除された場合には、教育委員会が判断し、給食の実施について各学校へ周知する。
- (2) 教育委員会は年度当初に、暴風警報の発令および発令が予測される時には、給食が提供できない場合があることを学校へ周知する。
- (3) 気象状況により、当日の授業打ち切りが前もって予測される場合は、すでに各学校へ配送されている給食（パン・牛乳等）について、開始時間を早めて実施したりするなどの措置をとる。

【問い合わせ先】

担当：宮古島市教育委員会学校教育課
指導主事：與那覇慎也（小・中学校）
主 査：奥平 千里（幼稚園）
TEL 0980-72-9959 Fax 0980-73-1976